

## 犬山市武道館使用料

区分		利用時間区分		午前	午後	午前・午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	正午～ 午後 5 時	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時		
柔道場	団体利用 (10人以上)	850 円		1,420 円	2,280 円	1,780 円	3,880 円	
	個人利用	児童・生徒	1 回 50 円	回数利用券 11 回 500 円				
		一般	1 回 110 円	回数利用券 11 回 1,100 円				
剣道場	団体利用 (10人以上)	1,140 円		1,530 円	2,590 円	2,190 円	3,880 円	
	個人利用	児童・生徒	1 回 50 円	回数利用券 11 回 500 円				
		一般	1 回 110 円	回数利用券 11 回 1,100 円				

- ① 営利、宣伝等を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の 3 倍に、市民以外の方が利用するときは、この表に定める使用料の 2 倍の額となります。
- ② 利用時間を延長又は繰り上げて利用する場合の使用料は、この表に定める使用料のほか延長又は繰り上げ時間 1 時間 (1 時間に満たないときは、1 時間とみなします。) ごとに当該区分の 1 時間当たりの額をいただきます。
- ③ 児童・生徒とは、小学校就学前の子ども、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいいます。
- ④ 市内の中学生以下の方は無料とします。
- ⑤ 個人で利用する場合は、午前、午後、夜間を各 1 回とします。
- ⑥ 午前 9 時から午後 5 時までの間において、電灯を使用した場合 (個人の場合を除く。) は実費をいただきます。